

介護保険住宅改修における「受領委任払い」制度

住宅改修費については、本人が工事費用の全額を施工業者に支払った後、対象となる工事（上限20万円）について、介護保険給付分を市に申請することで支給を受ける「償還払い」が原則となっていますが、千葉市では平成19年10月1日より、希望する方について利用者は1割（一定以上の所得のある方は2割又は3割）分だけを施工業者に支払い、9割（一定以上の所得のある方は8割又は7割）を市が直接工事業者に支払う「受領委任払い」の利用も可能となりました。

例 20万円の改修を行った場合

（償還払いの場合）

本人は、一旦20万円を施工業者に支払い、本人が市に申請をすることにより、本人に対して18万円（一定以上の所得のある方は16万円又は14万円）が支給されます。

（受領委任払いの場合）

本人は2万円（一定以上の所得のある方は4万円又は6万円）のみを施工業者に支払い、申請の際、施工業者に給付費の受け取りを委任する手続きを行えば、残りの18万円（一定以上の所得のある方は16万円又は14万円）は、施工業者に対して支給されます。

本人が支払う額が当初から軽減されるため、償還払いでは一時的な負担が厳しいという方でも利用することができます。

※受領委任払いを利用できる施工業者は、あらかじめ市に登録した施工業者（登録簿）の中から選択することとなります。